

平成29年10月23日（月）

国土交通省 関東地方整備局

相武国道事務所

記者発表資料

台風21号に伴う降雨による 国道20号（大垂水区間）の通行止めを解除します。 【第5報】

台風21号に伴う降雨により規制雨量（通行規制基準値）に達したため、以下の区間において、通行止め（雨量による通行規制）を実施しておりましたが、パトロールの結果、安全が確認されたため通行止めを解除します。

《通行規制区間》

■ 国道20号 大垂水区間

八王子市南浅川町～相模原市緑区千木良（4.8km）

《通行止め》平成29年10月22日（日）17時50分

《解除》平成29年10月23日（月）8時50分

雨量による通行規制へのご理解とご協力ありがとうございました。

発表記者クラブ

八王子記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 TEL 042-643-2001(代)

副所長 いちかわ 市川 あきひろ 明広、交通対策課長 たきざわ 滝沢 さだお 貞男

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



相模湖区間

<通行規制区間>
神奈川県相模原市緑区与瀬～
神奈川県相模原市緑区吉野 (1.5 km)
<基準値>連続雨量 150mm

通行可能

大垂水区間

<通行規制区間>
東京都八王子市南浅川町～
神奈川県相模原市緑区千木良 (4.8 km)
<基準値>連続雨量 150mm

通行止め解除

平成29年10月23日
8時50分

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、連続雨量(降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断(2mm以下/時間)が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。)で定めています。